

【農地法の許可を要しない土地の証明願添付書類】

◎受付期間：毎月20日～24日(土・日・祝日を除く開庁時間内)

※証明書類は申請前3か月以内のもの

	添付書類	部数	備 考
	証明願 (様式第49号)	2	・住所氏名は住民票、土地の表示は登記簿に記載されているとおりの字体を使用。 ※申請者が土地所有者ではない場合は、「土地の所有者」欄に住所・氏名を記入。
1	土地の登記事項 証明書(全部事項 証明書に限る)	2	・登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、 <u>住民票、戸籍の附票等</u> で住所のつながりが分かるものを添付。
2	案内図	2	・動態図の写し等。 <u>縮尺</u> を明記。申請地は <u>赤線</u> で囲む。
3	公図の写し	2	・申請地がわかるよう <u>赤線</u> で囲む。
4	土地利用平面図	2	・申請地の区域内の利用状況が分かるよう記載。
5	空中写真	2	・農地でなくなった時期及び事実を立証する書面。 ・空中写真：願出日より <u>20年以上前</u> の <u>証明書付写真</u> 。現況が当時から農地でないことがわかる写真ならモノクロでも可。写真と縮尺を合わせた透明または半透明の公図線重図(申請地は <u>赤線</u> で囲む)をテープ等で写真にとめる。
6	評価証明書	2	・土地・家屋等の評価証明。
7	現況写真	2	・申請地がわかるよう <u>赤線</u> で囲んだ申請地を含めた周辺の写真を <u>3方向</u> 以上撮影し、撮影年月日を明記。 ・撮影方向を記入した図(公図の写しに矢印で撮影方向と写真番号を記載したもの)を添付。
8	経過説明書	2	・農地でなくなった事情を時系列に沿って詳細に記載。
9	委任状	2	・代理人に申請手続きを委任している場合に添付。

- ・原則として、事前に県担当者が現地調査を行いますので、5番以外の添付書類(すべてコピー可。2部)を農業委員会に持参してください。
- ・申請内容によっては、この他にも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。
- ・証明書類はいずれも原本を持参。写しがあれば原本還付します。
- ・求積図による願出は認められません。

【主な対象地】

- ① 天変地変によって農地性を失った土地で原状に復することが困難と認められるもの。
- ② 既に農地以外の土地となっていることが明白なもの※のうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間農地法第51条の規定による処分(違反転用に対する処分)を受けていないもの。

※建物敷地等、利用形態がはっきりしているもの。長期間耕作せずに放置され、雑草・灌木類が自生している状態のものは該当しません。